

ジャコバン主義とサンキュロット運動

岡 本 明

【要約】 一七九三年、フランス革命は事徳のブルジョワ的收拾と民衆運動の側からする問題の解決という二元的方向に分岐しつつあった。「ジャコバン」派はこの矛盾にとりくみ恐怖政治の過程で革命そのものにも一定の目標を与えようとした指導勢力であるが、革命当初より特に民衆運動への能動的対応において独自の性格を明らかにしている。この独自の政治理念——ジャコバン主義を、人民主権、生存権、市民的所有権の諸問題に即してつぶさに検討し、その核を抽出してみよう。ところで茲にいう民衆とはサンキュロットのことであり、固有の動機をもって革命過程に介入しつつ、恐怖政治期にはジャコバン派とともに、やがてジャコバン派に反してまでテロルを追求したのであった。このジャコバン主義とサンキュロット運動の理念は、市民社会の本質にもふれるものをふくんでおり、マルクスが「ユダヤ人問題によせて」(一八四三)で示した私人と公民の分裂というその本質にからめて論じると極めて興味深い。

史林 五一巻四号 一九六八年七月

序

戦後日本におけるフランス革命の研究史をあとづけると
き、一つの発展的過程を迎えることができる。

まず昭和二〇年代は高橋幸八郎氏らのいわゆる「古典的ブルジョワ革命説」が風靡した時代であって、封建的土地所有と産業資本の対決をとおして確立してゆく近代資本主義の生産関係の推転と、革命の民主主義的変革過程とが齟

齟なく重ねあわされ、経済史からの一元的革命把握がおこなわれた。高橋氏の先鞭の書『近代市民社会の成立』や『市民革命の構造』において抽出された近代の担い手なる「小ブルジョワ」中産的生産者層のイメージは、個人的自由と人格的独立に裏づけられた民主主義改革の社会的基盤として、戦後日本に蘇生されようとしたのである。^①

次いで、三〇年代の半ばに及んで、日本の近代化解釈の変移と並行し、このフランス革命観に重要な修正が試みら

れた。すなわち、革命前の下部構造や、革命思想の分析の深化によって、一、従来前近代的性格のものとして否定的に捉えられた農業にみる地主改革や商人資本による産業扶殖の道のブルジョワ革命との有機的連関が、河野健二氏らから主張されるなど、ブルジョワ概念の転換がはかられるとともに、二、フランス革命に特有の急進的民主主義の性格は、これをブルジョワ革命の経済原則とは次元をくぎって論じられた。^②

この第二の論点は、河野氏によっては未だ革命下の議会为中心的な限定を受けていたが、ヨーロッパの研究者による、民衆運動それ自体への関心の集中に刺戟され、四〇年代にはいつて一九世紀社会運動への展望をこめた、民衆運動への注目によって一層の深化をみたということができる。柴田三千雄氏の近著『バブーフの陰謀』は、この道への第一歩を踏みだしたものであり、それはまたフランス革命をいわば「ブルジョワ軸」からみてきた従来の研究史に転換点を画するものといつてよい。^③

この新しい研究傾向をすすめようとするわたしは、さきにサンキュロット運動を固有の方向性においてとらえ、市

民社会の本質——国家共同体と市民社会の分化（「市民」と「人間」の分裂）にからめて考察し、一定の原理づけをおこなつた。^④ このサンキュロット運動は、高橋氏の前掲書においては、ブルジョワ革命の原理の体現者とされ、河野氏によつてもせいぜい、議会内におけるプチブル・モンタニヤール勢力によつて代表され、その貧民政策の受益者の対象（傍点筆者）として扱われていたにすぎない。^⑤ サンキュロットは、その史的系譜としては、ギルド規制から逃避して貧窮に陥いた小生産者層か、またはギルド遺制の内部にとどまつて親方身分への上昇を阻まれた職人層であり、その革命下の運動には、大工場制、生産の集中への反撥、大借地農制の分割、新農法の適用拡大に対する製作第一主義、食料物資の徴発や価格公定など流通への入為的介入、経済統制の主張などから、革命勢力内部においても反資本主義的志向を認めざるを得ない。^⑦ 更に市民社会においてしめるその実像は、個的、独立的人格としての「市民」^{ブルジョワ}というより、社会存在の断面からも、政治行動の側面からも衆として実在する民衆にほかならなかつた。

さて本稿では、フランス革命の中でサンキュロット運動

を位置づけることをねらいとしながら、運動が高揚期を迎えた恐怖政治期、共和暦二年の革命指導層の、これとの関係を明らかにしようと思う。そのさい、両者の関係を恐怖政治期だけにかぎらず、それに先行する革命過程についても考察をひろげねばならない。

いったい、この革命指導層——これを特にジャコバン派とよぶことにする^⑨——の理念は革命過程をとおしてどのように形成されてきたものであろうか。殊にサンキュロット運動はこの理念——ジャコバン主義の中でどのような位置を占め、あるいは占めなかったものであろうか。それらの中からジャコバン主義をさきの市民社会の原理の中でどのように規定することができるか。またサンキュロット運動のそれとどう対比することができるか。これらの考察をとおしてフランス革命における民主主義の概念を深化ないし再検することがわたしの課題である。

ところで、ジャコバン派の政治本質を一見とらえにくくしているのは、「九三年憲法」の施行延期を境に同派の政治理念に断絶があるとされているためである。この断絶を認めながらも一貫したジャコバン派理念の解明に成功したの

はA・マチエ以後の史家といつてよい。ジャコバン主義なる政治理念をポジティブにとりだそうとするとき、H・テーヌのごとき、「ルソー的ユートピア」の実現を企む「陰謀説」^⑩はいうにおよばず、専ら国防的観点からする革命の危機という外的条件に一元化するA・オラルの「状況説」^⑪にも満足すべき説明を求めることはできない。

マチエによって、統制経済や貧民救済のような社会政策の面における民衆への積極的対応が他党派と山岳派とくにロベスピエール派を峻別する指標とされ、同時にそれが、民主主義の原則は放棄したものの、恐怖政治「革命独裁」をも支える一貫した政策の支柱であることが強調された。更にA・ソブールは、マチエが考慮をほらわなかった民衆運動の政治的自律性を説いたうえで、ジャコバン派の本質を社会的均衡にもとづく最も適的な国土防衛体制をめざす「政治的リアリズム」とし、同派の独裁が革命の主導勢力なるブルジョワジーと民衆運動との調停的位置にあることを示した。^⑫

マチエやソブールのブルジョワ偏重を批判し、ロベスピエールらジャコバン派のブルジョワ的限界を指摘しつつ、これにサンキュロット運動を対置させたのはD・ゲランで

あった。ゲランにあっては、九二年八月十日の事件よりサンキュロット権力の萌芽が生まれ、恐怖政治期にはジャコバンとサンキュロットの対立が極限に達するとされ、このような視点から彼なりにジャコバン主義の一貫性——革命のブルジョワ的成果を防衛すること——をうきぼりにしている。^⑭

このように、マチエ以後の革命史家のジャコバン主義解釈は、いずれもサンキュロットへの対応がジャコバン主義の根本にかかわることを示しており、しかもその対応の同異をいかにとらえるかによって解釈の異なることがわかる。更にいえば、前後に二分された時期のうちいずれに、また政治理念か社会理念のどちらに力点をおくかによってジャコバン主義解釈が多様であることも明らかであろう。これは、河野氏が土地問題や経済政策を中心に、ロベスピエール派をほぼ民衆勢力の議会代表者とみてマチエの立場とるのに対し、柴田氏が恐怖政治期の両者の政治理念のちがいを区別の基盤にしてソブールに近い観点をもつことからも納得されよう。

他方、二つの時期にまたがるジャコバンの諸々の理念を

対等にしかも統一的な思想的派絡の中で把握しジャコバン主義の核心に迫ったのはJ・L・タルモンひとりといつてよい。^⑮これは歴史的情況を勘案せぬ純思想的研究としてルフェーヴルや柴田氏から批判ないし黙殺されたものであるが、柴田氏自身の見解はといえば、先にふれた前提から政治的対立面のみが強調され、ジャコバンがサンキュロットと共有したとされる「小ブル的平等主義」とそれによるサンキュロット運動の嚮導という側面も、機会主義的・利用主義的性格にとどまっているかのようである。^⑯

わたしが本稿で試みたのは、タルモンの手法をいかして、両時期のジャコバン派理念を同等にあつかいつつ、その一貫性を追究する一方、タルモンが無視したサンキュロット自身の運動を追跡することから、政治的現実における両者の有機的連関をたずね、それによってタルモンのあまりに純理的解釈の欠陥を補正することである。

① 高橋幸八郎著『近代市民社会の成立』（昭和三年、お茶の水書房）九頁。同『市民社会の構造』（昭和五年、御茶の水書房）六一七、二九頁。

② 河野健二著『革命思想の形成』（昭和三年、ミネルヴァ書房）二二―二二頁、同『フランス革命とその思想』（昭和三九年、岩波書

- ⑧ 店 一一三—一二三頁、補論一、二六七—二八三頁、また、桑原武夫編『フランス革命の研究』(昭和三四年、岩波書店)序論「ブルジョワ革命の構造」一一—十三頁。
- ⑨ 柴田三千雄著『サンブーフの陰謀』(昭和四三年、岩波書店)三、二五—五頁。
- ⑩ 拙稿「サンキェロット運動とその理念」(『西洋史学』七六号、昭和四三年)。
- ⑪ 高橋前掲『市民革命……』一九—二〇頁。
- ⑫ 河野前掲『フランス革命……』二四五、二五二頁。
- ⑬ 柴田前掲書、四三頁、前掲書四三頁、前掲拙稿四四、五一—五四、五六頁。
- ⑭ 同四九頁。
- ⑮ わたしのいうジャコバン派は即ち、国民公会のモンターニェ派全体をいみしない。モーターニェ派の公会支配の確立(九三年六月)から恐怖政治の成立(同年九月)までの三ヶ月間は、ロムスビエールのほかサン・ジェスト、ビョー・ヴァレンヌ、コロー・デルボアラモンターニェ左派ともいうべき勢力が公安委員会に結集し、モンターニェ派内の自由主義的反対派を抑えて統制経済体制の確立に一步を踏みだす過程である。(この間の事情については A. Mathiez, *La vie chère et le mouvement social sous la Terreur*, 1927, pp. 242-338.) 従って、ジャコバン派を公安委員会委員及びモンターニェ左派議員とおいてもよい。ただしこのほかに、かなりはやくから革命独裁の正当性を説いたマラーなどが加えられるべきであり、同派の掘野にはパリ及び地方のジャコバン・クラブ(相当の政治クラブ)のうちで九三—九五年度階まで残留したメンバーが加えられてよいであろう。C. C. Brington, *The Jacobins*, 1930. はこの前提にたつての研究である。
- ⑯ フリントンの総括によればジャコバン派は中産市民層 middle class

を中核とし、九三年—九四年におおむその隊列に小市民層 working class の比重を増している (ibid., p. 50)。¹⁰ middle class とはネトマンソンの性格をもつ企業家、取引商人、法律家、芸術家、医師、士官、文官など、working class とは一般に自分の手で働く者をさす概念であるが、手工業者、小商店主のほかに兵卒を含んでゐる (ibid., p. 63)。¹¹ 但しジャコバン派の working class は、同じ階層の中づば最上位の水産にあり、middle class の下層より屢々富裕である (ibid., p. 51-54)。¹² H. Taine, *Les origines de la France contemporaine*, 1876-1893.¹³ A. Aulard, *Histoire politique de la Révolution française* 1789-1804, 1901, pp. 357-58.¹⁴ A. Mathiez, *Girondins et Montagnard*, 1930, pp. 9-10.¹⁵ A. Soboul, *Les Sans-culottes parisiens en l'an II*, 1968, pp. 9, 11-12, 243-69; de même, "Rousseauisme et Jacobinisme," dans: *Paysans, Sans-culottes et Jacobins*, 1966, pp. 264, 278-79.¹⁶ D. Guérin, *La lutte de classe sous la première république*, t. 1, 1946, pp. 37-41, 174-77, de même, "La révolution déjacobinisée", dans: *Jeunesse du socialisme libérateur*, 1959, pp. 32-40.¹⁷ J. L. Talmon, *The Origins of Totalitarian Democracy*, London, 1952. 市川泰次郎訳『フランス革命と左翼全体主義の源流』(昭和三九年、拓殖大学海外事情研究所)参照。

⑯ 柴田前掲書、一一二、一二七、一五二頁。

一 サンキェロットの存在とジャコバン主義

はギルド規制を逃れようとして自由地域に殺到し、過当競争と販売規制のために却って没落した小生産者層であり、他の一つはギルドの枠内にとどまりながら、ギルド親方の推転した問屋制前貸し商人に生産手段の一部を借りうけ加工賃を払われる職人労働者である。^① これらはともに、ギルド親方になる望みを絶たれて久しい手工業者であり、両者の間に社会的階位の相違はないが、異なる点は前者がかつての郊外、革命期の場末地区に集中しているのに比し、後者はパリの比較的多数区に散在していることである。後者は、一七九一年四月から六月の名目賃金の引上げを要求する罷業によってその独自性がうきぼりにされるが、革命過程全体として前景にでるのは食料と物価の問題を直接的契機とする、場末地域を先頭部隊としたサンキュロットの行動であった。^③

この場末地区の様子を少し詳しく描写してみよう。目につくのは、フォブール・サン・タントワヌの三区、フォブール・サン・マルセルの三区、それにタンブル区等における同職者の集中と、住民の貧困度の著しいことである。フォブール・サン・タントワヌについて一七八三年のジ

ヤナリスト、メルシエの記すところでは、「この場末がどうして生きていくかは知らぬが、端から端まで家具を売っている。しかしここに住んでいる貧しい人々は家具をもっていない^④」。また、フォブール・サン・マルセル地区住民の三部会あてカイエには、皮鞆製品への課税や、ゴブラン工場労働者の居住費にふりあてられる一部住民への特別課税の撤廃を求める声がかかれる。^⑤

さきの二つの場末六区は、一七九二年には合計ほぼ九万人、タンブル区の二万五千人をあわせるとパリ全区の六分の一強を擁している。^⑥

そして、一七四九年の教区ごとの、夫婦財産契約書から知りうる届出区民の所有財産額は次のことを示している。すなわち、フォブール・サン・タントワヌに属するサント・マルグリット教区は、自家営業者が届出人中八六・九%で他のどこよりも高率を示し、かつ雇用する奉公人が皆無であること、および、五〇、〇〇〇リーヴルを越える家族財産の所有者は、届出区民の七%にすぎず、同教区は二、〇〇〇リーヴル以下の夫婦財産所有者数が同額以上の者より多い唯一の教区であること、である。^⑦ その他、

九三年六月二日の国民公会の包囲事件に参加した区民の補償請求や、救貧扱い該当市民に関する九四年三月の調査など場末地域住民の貧困を証明する革命期の史料も多くあげられる。^⑧

それでは、これらの地域のサンキュロットの実態は、革命初期の議会指導勢力、そしてジャコバン（オラルのこ）とばによれば当時の民主派の眼にどのように映じていたのであろうか。

八九年十月二二日、国民議会はサント・マルグリット教区を「反革命がつけ込む危険の温床」ときめつけ、翌年六月の教区集会じしん、ことにフォブール・サン・タントワームで強く感ぜられる貧困のために特別な不安を惹きおこしていることが指摘されている。^⑨ また、国民公会におけるジロンド派は、九三年五月の憲法審議にさいして明らかに場末を念頭におき、「人口の密集せる大都市の地域では、市民はお互いに顔を知らぬことから選挙にさいして陰謀がおこるのもむりはない」と主張し、これを理由に急進派の進出を抑えるべく、都市部選挙区の小分割の論陣を張ったのであった。^⑩

このように、場末サンキュロットの存在を革命にとつての負荷とのみ感じ政治的に断罪する立場に対し、これとは全く趣を異にする見解を提示しているのはマラーの「人民の友」であろう。

立憲議会在が親方作品制を含む徒弟制の廃棄と営業の自由を可決した九一年三月二日、彼は提案者ダラルドに対する反駁を紙上で展開した。そこではギルド親方や同業組合代表者の特権に対する反対の意志とともに、徒弟制の維持の必要が次のように述べられている。「営業の自由によって職人がめいめい技能の試験をへずに勝手に職業を決めることができるようになると、誰も徒弟修業をおこなわず、粗悪な製品がでまわり、人は乏しい技術を売りものにするこのみを考え、顧客や買い手をみいだすために卑しくとりいようになるだろう。粗悪な製品によって一界限で声望を落した職人は他の区域カルゼにわたり歩き、放浪するうちに生涯をおわるだろう」。そして、「ペリの自由な区域カルゼをみよ、職人は安い価格で得意先をうるこのみを求めて完全な仕事を一つもしていない」と述べ、修業期間三年の徒弟制の復活と、才能ある職人が親方としての開業を容易にする補助金貸付

制度を提案した。^⑩ マラーの眼前にあるものは、あきらかにアンシャン・レジーム末以来の場末地域における手工業者の貧困であり、ギルド制の解体がもたらした弊害であった。没落途上にある小生産者ないし職人の社会的レヴェルを引きあげること、それがたとえ修業期間つきの徒弟制の再興という旧遺制の装いを伴ってあらわれてもよいとしても、他の革命諸派とははっきり区別される目的な民衆観がここにみられる。この民衆観はさらに革命実践の中でどのように発展してゆくであろうか。

- ① A. de Tocqueville, *L'Ancien régime et la Révolution française*, 1856, p. 139. 前掲拙稿四五頁。
- ② たとえば石工だつては J. J. Letrait, 'La Communauté des maîtres maçons de Paris au XVII^e et XVIII^e siècle', *Revue historique de droit français et étranger*, 1945, pp. 243-44. 一六七五—七八年、コルベールはフォポール・サン・マルセルに石工職人の移住を認めたが、一八世紀中半になると王室財政補強のためのギルド課税の増大が、親方加入費の増徴としてはねかえり、親方への道が閉ざされたことが指摘されている。ibid., p. 247.
- ③ G. Rude, *The Crowd in the French Revolution*, 1959, pp. 34-44, 58-106, 123. 前川・野口・服部共訳『フランス革命と群衆』（昭和三十八年、ミネルヴァ書房）五〇—六四、八四—一五一、一七二—一七三頁。所有・非所有の観点から同一仕事場内の親方と職人労働者を区別することはあまり意味がない。W・マルコフは、この職人・徒弟・

賃金労働者がサンキエロット運動全体に与えた偏曲を強調し、彼らの存在なしにはサンキエロットは、親方・商店主の行動力なき中間層として存在しただけである。と述べている。W. Markov, *Jacobiner und Sansculotten*, Vorbemerkung, S. XXXV.

- ④ Mercier, *Tableau de Paris*, 1783, t. 1, pp. 257-58. ナンヌ・サン・トマスの同じ同類の記述は J. Jaurs, *Histoire socialiste de la Révolution française*, t. 1, 1922-24, p. 116.
- ⑤ Ch. Chassin, *Les élections et les cahiers de Paris*, t. 2, 1888, p. 482.
- ⑥ G. Rude, op. cit., Appendix II, pp. 242-43. 邦訳三四頁より算出。
- ⑦ A. Daunard et F. Furez, *Structures et relations sociales à Paris au XVIII^e siècle*, 1961, pp. 52-55.
- ⑧ H. Calvet, *Remarques sur la participations des Sections aux mouvements du 31 mai-1^{re} 2 juin 1793*, A. h. R. t. 1928, N° 29, p. 367.
- ⑨ E. Tarlé, *La classe operaia nella rivoluzione francese*, 1909-11, tradotto nel 1960, t. 1, pp. 190, 204, 224-35. Appendice XV, XVI. 場末地区にかぎらず、諸区の慈善作業場の閉鎖（九一・六）が惹き起した全市民的な社会不安は、議会の、ハイイラ市当局者、また急進派ジャーナリストの間にも抱かれよう。E. Tarlé, ibid., pp. 82-85.
- ⑩ A. Mathiez, *La Constitution de 1793*, A. h. R. t. 1928, N° 30, p. 505.
- ⑪ Marat, *Marat dit L'Amie du Peuple*, edited 1967, pp. 18-19.

二 政治目的とサンキュロット運動の結合

八九年九月十二日より『人民の友』紙によって啓蒙活動をくりひろげていたマラーは、はやくも八九年における民衆の一連の直接行動を称揚し、次のように述べている。

「軍隊の脱走を始め、官憲が盲従者にしたてたうえ殺りく者にしようとしていた二〇万の人間を市民にかえたのはパレ・ロワヤルでの民衆暴動である。国民全体の反乱をよびおこしたのはサンゼリゼにおける民衆暴動である。それがバスチーヌを陥れ、国民議會を守り、陰謀を碎き、パリを掠奪からはばんだ。第二の陰謀を阻止し、王室の逃亡をさまたげ、内乱を防いだものは、市庁における民衆蜂起であつた……」^①

ここでは、民衆の直接行動が政治的效果という観点から力強く肯定されている。

これとならんで重要なのは、立憲議會の憲法審議において、いわゆるフイヤン体制の基礎となる制限選挙制への明確な反対の立場が、ロベスピエールやマラーによってうたがだされていることである。

一七八九年一〇月二二日、ロベスピエールは選挙権問題について発言をもとめ、「いかなる者もあらゆる段階の代表をもつことを主張する権利を有する。それはすべての特権、差別が消滅すべき人権宣言に最もかなつたことである。……各個人は彼が強制される法の制定に協力する権利を、彼のものである政府の管理に協力する権利をもつ。そうでなければ、すべての人間が権利において平等であり、すべての人間が市民である、ということとは真実でない」^②。

さらに、ル・シャプリエが能動市民個人に限定しようとした請願権について、一層はげしく、「人権は、われわれの委託者がその護持をゆだねた最も神聖な権利であり、彼ら同国人が担う全体利益にふさわしい決意、祈願、要求を諸君にむける権利は異論の余地ない原則として人権に由来する」と反論している^③。

注目すべきことは、ロベスピエールの反対意見が、人権宣言の論理的帰結としてひきだされていることである。しかもこの人権宣言は単なる抽象的原理の次元におしやられているのでなく、能動・受動市民の市民間の政治的差別を否定し、全市民の権益を包括し、全市民がその恩恵に浴すべ

き原理としてとらえられているのである。この人権宣言を国民に浸透させるといふ見地から、マラーもロベスピエールも国家と憲法の問題を討議し、市政府の監視につとめる地区ごとの、定数制限なき市民集会乃至は自発的な政治クラブとしての民衆協会の存続を主張し、共和主義に対する新たな恐怖から動いた立憲議會の禁止的法令に反対したのである。

貧しい民衆にこそ、主権者としての自覚をもたせようとするマラーなどの企ては、一七九一年当時は民衆自身の間で反響をもたなかったようである(タルレ)が、一七九二年開戦後まもなく到来した軍事危機にのぞんで主権行動の主張が民衆に直接訴えられる時がきた。それは宮廷勢力と外国との通謀、ラファイエット将軍ら「祖国の敵」とフイヤン派内閣の内通——ロベスピエールが警告しつづけた「国内の敵の危険」が曝けだされた時であった。

「政府の手綱をまかせられたものが国家を救おうとしなればかりか、憲法の護持もおぼつかぬことを認識せよ。危険の大きさとその真の原因に気付いた国民は自ら自己の安全に備えるように」。そしてこの「危険の真の原因は、新旧

「両体制の合成物——国を滅ぼそうとする行政府と、それを救う能力のない立法府の両方にある」がゆえ、「国王を辞職させるだけでは十分でなく立法議會もまた消滅しなければならぬ」。七月二十九日、ジャコバンクラブの演壇上と、機関誌『憲法の擁護者』の中でパリ市民および彼らと交歓する地方の連盟兵に、彼はこのように訴えている。

ロベスピエールは武装蜂起という暴力的解決を求めたわけでは決していないが、「人類の自由を滅し我々とともに埋葬するか、威大な徳を發揮し大きな犠牲を決意する二者択一にせまられている」と説き、非常手段のみが国家を救うことができるまで公言したのである。しかも現実には王宮襲撃事件の発生した八月十日の夜、「この事件から可能な利益をひきだすために、人民の自由を絶対に傷つけることができない状態に彼らの受託者をおくこと」をすすめること、目的達成のために、普通選挙による国民公会の召集と、議員を監視し、自治区総会又は予選会によって随時喚問する制度の確立を重ねて要求したのである。

この八月十日事件への過程で、パリ諸自治区は、区総会に参加する権利の財産による差別を自発的に撤廃しつつあ

つたが、普通選挙制度の確定は、ジャコバン主義理念と、このサンキュロットの自発的運動のいわば延長上に生まれ
た政治的成果であったのである。^⑩

ひきつづき、ジャコバン派は、国民公会におけるジロンド派——九三年以後ことに戦争遂行に無能を示し、穀価統制を求める民衆運動に抑圧的態度のみを示す——との闘争の中で人民主権の観念を深めてゆく。

「ヴァンデー・フェデリズムの反乱、……うちつづく反革命の圧迫に対抗しうるものは武装せるサンキュロットの力であり、内外の戦争に勝利を保障するものは、サンキュロットに戦争が彼ら自身のものであることを自覚させることにかかっている」^⑪。ここには革命防衛に占めるサンキュロットの位置が明確に提示されている。ロベスピエールの演説にサンキュロットの名が繁ばんに現われるのもこの頃である。そして、自治区におけるサンキュロットが穏健派の追放を敢行した五月の日程において、彼はこれを、ヴァンデーの反乱や諸県における反国民公会軍の創設などで窮境にたたされた愛国者の逆攻勢とみなしてこれを擁護し、ブリッソーらのこれへの非難に対しては、「人民から彼ら

の権利を守ることを委ねられたわたしは、サンキュロットに対し侮蔑が示される時は腐敗議員に対して反乱状態に入
ることを宣言する。」^⑫と反撃し、更に、「団結すべきモンターニュ派議員も人民なしにはなにもできないから、人民が
自己の権利を知る必要がある」と付言した。^⑬

また、デュームリエ將軍の戦列脱走が革命戦争の危機を直感させたとき、彼は端的に次のように発言した。「權力の所在地に最も近くいるパリの民衆は、地方人民の番犬として行動する義務をもつ」^⑭。

サンキュロットは、いまや革命防衛にあたるモンターニュ派の同盟軍であり、しかも「人民意志」の先鋒隊なのである。

この提言につづく、ジャコバン派の諸区への働きかけは、先年の八月十日事件の場合に比べ一層積極的であり、危機の打開のために諸区のサンキュロットには国民公会に「人民意志」を知らせることが、またジャコバン・クラブの側からも「人民意志」を知るために区総会や民衆協会などと連絡を保つことが求められ、^⑮ジャコバンと一部サンキュロットの政治的交流がすすめられたのである。これが五月三

一日、六月二日の両日におけるシロント派議員追放のため
の国民公会包囲を準備したものである。

- ① Marat, op. cit., t. 1, p. 292.
- ② Oeuvres de Maximilian Robespierre, éd. par G. Lefebvre, M. Bouteleau et A. Soboul, t. 6, Discours, 1958, p. 131.
- ③ *ibid.*, t. 7, Discours (2^e Partie), pp. 312-13. 集団請願の権利に
「*le droit*」 *ibid.*, p. 314.
- ④ Marat, op. cit., t. 1, p. 236. (八月九日一〇月六日)
- ⑤ Oeuvres, op. cit., t. 7, p. 751.
- ⑥ E. Tarlé, op. cit., p. 202.
- ⑦ Oeuvres, op. cit., t. 7, pp. 410-413. Michel Eudé, *La politique de Robespierre en 1792*, A. h. R. f., 1956, N° 143, p. 125.
- ⑧ Oeuvres, op. cit., t. 7, pp. 427, 444. ロンヌエールは更に連盟
兵が各県この事件を説明することを勧めている。四日後、彼は蜂起
コミューンの代表を立法議会に率い、「人民の直接の代表者となった
同コミューンが、公会选择まで、パリ県会の統制を受けずに行動の自
由が保証されること」を求めている。 *ibid.*, pp. 429-30.
- ⑨ マラーは、国民公会の選出方法について、「腐敗しがちな選挙人団
体を廃し、腐敗しえない予選会による直接選挙」を強く主張した。
Marat, op. cit., t. 14, p. 304.
- ⑩ E. Mellicé, *Les Sections de Paris pendant la Révolution fra-
nçaise 1898*, p. 62.
- ⑪ ロンヌエールなどが革命遂行の軌道にサンキュロット運動を嚮導
しようとしたことは柴田氏の指摘するとおりである(柴田前掲書五一
—五二頁)が、そのことはロンヌエールの、議会優位をふまえた革
命独裁とサンキュロット運動の直接民主制の対立を両者の政治的関係

の本質であるとする氏の見解(同、四九頁)を正当化しない。ジャロ
パン派の人権宣言解釈の中に、また普通選挙と委託の論理の中にサン
キュロットは位置を占めているのであり、これらの解釈や論理はジャ
ロパン主義にとり革命遂行のための従属的手段ないし低次の意義にす
ぎなう、とののはく、本質的要素なのである。

- ⑫ A. Soboul, *Robespierre and the popular movement of 1793-
1794*, Past and Present, 1954, p. 56.
- ⑬ Oeuvres, op. cit., t. 9, Discours, pp. 526-27, 529, J. L. Ta-
lman, op. cit., p. 100. 邦訳一一四頁。
- ⑭ J. L. Talmon, op. cit., p. 101. 邦訳一一三頁。
- ⑮ E. Mellicé, op. cit., p. 131.

三 生存権の保障と革命防衛

ジャロパン主義は、人民の権利への覚醒とその正当な行
使への不断のよびかけによって革命の危機の克服をはかる
うとするものであった。現実には、人民はサンキュロット
と一体視され、人民主権の行動とはサンキュロットの政治
的介入を意味したのであった。

けれども、この人民観は、サンキュロットの存在と行動
のすべてを、包摂したものであろうか。ここでサンキュロ
ットの行動の直接の契機を再び考慮しなければならない。
九〇年——九一年の比載的平穏な時期をのぞいて、サンキ

ユロットの経済生活はたえず食料不安にさらされており、八月十日と六月二日の両事件のみならず、区総会への参加や「穏健派」の追放、反乱都市への懲罰軍編成計画を支えていたものは、彼ら自身の食料問題解決への関心であったといつてよく、財産資格を撤廃された国民衛兵隊への登録すらもが、日当り二リーヴルの収入の確保という日常生活に直結した動機にうらづけられていた。^①

九三年二月末に起つたパリの食料暴動は、このような直接的動機が街頭騒擾という形で赤裸々に表現されたものであり、この運動は九三年七、八月に再びジャック・ルーやヴァルレなどのアンラージュに率いられて買占め人の処罰と最高価格制の実施を要求することになる。^②

さて、この街頭騒擾に対するロベスピエールの見解は、次のことばに要約できる。

「民衆が立ち上るときには、それに値するだけの目的をもっているはずではないか。つまらない商品が彼らの関心事であるはずがあらうか」。「自身の無知または偏見の犠牲者であるフランス人民が、苦悩にみちた不安からその不幸の源泉も、それをおわらせる手段も知らぬままに行動して

いる」。^③

人民は本来、祖国の敵にこそはむかうべきであり、生活品だけをめあてて起す行動は「無力な、でなければ危険な」ものにほかならない。

では、「革命成就のためにサンキュロットの援助を求め」べくロベスピエールが提案する新しい方策はいかなるものか。

われわれはここで九二年十二月二日パリ近隣で起つた食糧暴動にのぞんでの彼の考えに注目する。「社会の第一の目的は人間の不滅の権利を維持することであり、権利の首位を占めるのは生存する権利である」。^④「そこから食料関係の立法が依拠する原理が次のように引きだされる。「生命を維持する上で不可欠なすべてのものは社会全体の共有財産である。それゆえ、生存に必要な土地からの産物の分けまえを社会の構成者のすべてが享受し、地主及び農民がその勤労の代償を受け入れることを保障し、余剰物を自由な商業に委ねることである」。^⑤

生存権を制度的に保障するという観念は、穀物管理令（五月四日、九月一日）や買占め取締令（七月二六日）、公設

貯蔵庫（八月九日）それに生活必需品三九品目に関する最高価格法（九月二九日）など、一連の経済立法の理念的根拠となったものである。

しかし、ジャコバン主義は貧民の単なる生活保障をさらに一步超えている。

すでに九三年五月十日、ロベスピエールは憲法審議の中で、選挙にさいし人民がその義務の履行のために補償を与えられることを要求している。^①革命の遂行に必要な政治行動へ、人民がたやすく近づくために生活上の代償を与え、という理念、これは六月二日のジロンド派追放のため、サンキュロットの結集をよびかけたジャコバン主義の根本理念であった。この理念はまた、ヴァンデー鎮圧のために出征するパリ区民が銃後の守りを訴えたのに応じた、「革命軍」の創設案によって一層強固に定着する。九三年四月三日、五月八日、同十二日と、ロベスピエールは再三にわたって言及し、「自由の砦パリを防衛し、国内のあらゆる圧制者に睨みをきかせる『革命軍』を徴集しなければならぬ。この軍隊はすべての愛国者、すべてのサンキュロットで構成されねばならない。フォブールの住民がその

中核部隊となるべきである」。そして、「彼らはこゝと武器を同時に使用できないのであるから、武装してすくす日毎、十分な報酬が与えられるべきである」^②。

かくして、民衆固有の志向と革命防衛の至上目的が架橋されたのである。政治的平等の主張から人民主権の実践へ、そして生存権と政治的行動の結合へ、ジャコバン派のサンキュロット把握はよりトータルなものに深められてゆく。

次に、恐怖政治期における、両者の関係を引きつづいて論究することがのこされているが、それに先だち、いわゆる「九三年憲法」をとりあげ、前文の人権宣言（これを総称して憲法とよぶことにする）を中心に、それが以上のジャコバン主義とサンキュロットのつながりの中でどのような位置づけができるかを考察してみよう。

① G. Rudé, op. cit., pp. 200, 208, 邦訳二八〇—二九一頁。

A. Soboul, Les sansculottes parisiens, pp. 589-90.

② 九三年二月のアンラージェの運動については、前川貞次郎「アンラージェの登場」『西洋史学』フランス革命研究特輯号、昭和二十七年二〇—四九頁。また九三年七月、八月のアンラージェの政治行動については、M. Dommanget, Jacques Roux et la manifest des *Enragés* を参照。

③ Oeuvres, t. 9, Discours, p. 275.

④ *ibid.*, t. 8, Discours, pp. 408-09.

⑤⑥ *ibid.*, t. 9, p. 112.

⑦ A. Mathiez, *op. cit.*, pp. 490, 508.

⑧ Oeuves, t. 9, pp. 358, 513-15, R. Cobb, *Les Armées révolutionnaires*, 1961-1963, t. 1, pp. 34-5.

四 九三年(ジャコバン)憲法論

九三年六月二四日、国民公会で可決成立した三五ヶ条より成る「人間及び市民の権利宣言」から、特徴的なものを整理すると次のようである。

一、政治的平等。「各市民は法を作成し、その受託者またはその代理人を任命する平等の権利を有する(二九条)」(同様に、法の前の平等、公職の平等はそれぞれ三、五条)。

二、人民主権の確定。「主権は人民に存する。それは単一かつ不可分であり消滅することがなく、かつ譲歩できない(二五条)」。

三、社会の公目的としての救済。「公の救済は一つの神聖な負債である。社会は不幸な市民に労働を与え、または労働することができない人々の生存の手段を確保することに、よりこれらの人々の生計を引き受けなければならない(二

一条)」。

四、市民的所有権の承認とその帰結としての産業(労働・耕作・商業)の自由(二六、一七条)。

なお権利宣言につづく憲法条項には、立法府議員のほか閣僚・行政官の人民(選挙人会)による審判、憲法修正における人民の発意(五九、六〇、二五条)などが付加されている。

とりわけ注目されるのは、ジロンド派コンドルセの草案とは対照的に、主権者人民の能動的な役割を強くうちだした条文であろう。

先にあげた、二五条のほかに「主権者人民は、フランス市民の総和である」とし、「人民の一部が人民全体の権利を行使することはできないが、主権的集会の各街区 (*chaque section du souverain assemblée*) は完全に自由にその意志を表明することができる(二六条)」と述べ、このてんで「市民のいかなる部分集会も個人も主権の帰属を受けたりなんらの権限を行使することができない」とするコンドルセの草案と明らかながいをみせ、更に、「圧制への抵抗」については、「その方法は憲法により規定されねばならない」とした

同草案と異なり、「人間の他の諸権利の帰結であつて(三三) 衆、政府が人民の権利を侵害するとき蜂起は人民および人民の一部、*chaque portion du peuple* にとり最も神聖な権利、最も不可欠の義務である(三五衆)」とくくっている。

これらには明らかに、人民を鼓吹し指導して革命行動を促し、压制し反対勢力の一掃につとめてきたジャコバンの理念が絵解きされているといえよう。真の人民意志は、主権者たる人民の少数部分から表明されることもあるのである。条文にいう主権者の部区や人民の一部とは、明らかに八月十日、六月二日等の事件において決起した、ことに場末地区のサンキュロットをさすことばである。法文全体が、マチエの指摘したように各事件におけるサンキュロットの政治行動の、そしてジャコバン派の指導の正当化^②なのである。そして、社会の安全は、各人にその権利の享有および保全を確保するためのすべての者の行動に存する(二三衆前半)のであるから、人民の行動は社会の安全のためにも必要とされるのである。

① 九三年ジャコバン憲法の条文はすべて、*Monit.*, t. 16, pp. 88-9. *コンテネルの草案は*, *Archives parlementaires*, t. LIII, p. 602. et

suiv.

② *A. Mathiez, ob. cit.*, p. 514.

柴田氏が九三年憲法を、ジャコバン主義の中で位置づけを試みていないことに私もまた疑問をいだかずにはおれない。この憲法を、民衆をだきこむための術策と考えるのでないかぎり、ジャコバン主義の対サンキュロット関係の経過を示す重要な手がかりとして取りくまれるべきであろう。この憲法の表現の歴史的背景としてのジャコバンとサンキュロットの関係は、決して一面的な政治的対立にはおわらない。なお、このことを示唆する田中治男氏の書評「歴史における事実・論理・理念と理論の位置」(『思想』一九六八年第六号)一五一、五三頁がある。

五 恐怖政治とサンキュロット運動——

ジャコバン独裁および財産権の問題

ジャコバン派がその政治理念においてサンキュロット運動に相應の役割を与え、これを革命防衛に誘導してきた経過は以上のごときものであった。

さて次に恐怖政治期におけるジャコバン主義の描出を試みなければならないが、それにさきだち、恐怖政治そのものがジャコバンとサンキュロットのどのような対応の位相の上に成立したのかを示しておかねばならない。

恐怖政治は、経済立法として的一般最高価格法を頂点と

する経済統制の体系と、政治立法としてはこれに規準を与える「反革命容疑者令」(九月一七日)をその基軸としていた。^① いわばこの経済的テロルと政治的テロルが国土防衛体制を内政面で裏付けていたのである。

問題は恐怖政治を実施する装置であるが、公安委員会が九月一三日、他の諸委員会に優越する自らの権限強化をもって実質的な執政府の地位を確立したかたわら、なおテロルの執行にあたってはサンキュロット運動の衝撃に多くを負っていたのであり、「平和到来までの革命独裁」を宣言する十月十日まで、そのプレッシャーを利用せざるを得なかったのである。いまその事実を、民衆協会と革命委員会、それに「革命軍」の行動の中にもみるであろう。

民衆協会は、九三年九月九日における自治区総会の常時開会制限をぐりぬけて自発的に各区ごと組織されたものであるが、自ら入会資格を制定してエリート^②の純化をめざす一方、区民の公職就任にさいしては直接その推薦権を使用した。公安委員会からは食料部門や軍需品部門の運輸・製造担当の官職の補充と監視に民衆協会の協力を求め、軍服・軍靴などの不良品の摘発のごとき、部分的統制さえも

あえて許容された。^③ つまり民衆協会は、国土防衛体制に直接参与を求められたといつてよい。ただし、自治区総会の開催が週二日に制限されたという事実は、ジャコバン政府がサンキュロットの完全な自治体制を是認せず、国土防衛を全面的にこれと直結することを欲しなかったことを示している。

パリにおいて反革命容疑者令の施行にあたったのは区ごとの革命委員会である。すでに九三年四月四日、パリ市参事会から愛国者証明書発給の権限を与えられていた同委員会は、国民公会による反革命容疑者令六ヶ条の決議によって、公式に恐怖装置に組み入れられたといえる。即ち、同法は専制主義と連邦主義の信奉者、亡命貴族等を容疑者と規定したほか、とくに一ヶ条をもうけ、「愛国者証明書の発給を拒否された者」の該当を定めたからである。^④ ここにおいて「反革命容疑者」にはサンキュロット自身の規準が介入する余地があった。

「革命軍」は前述のようにロベスピエールの発案ではパリ防衛——フェデリズム反乱を含む「反革命」の抑止にその使命が託されていたが、安価なパンの確保をというサ

ンキェロットのしつような要求——彼らはエベール派のシ
ョーメットに代弁された——を前に、九月五日、国民公会
はバレールの提議にもとづき次のように決議している。

「六、〇〇〇名の歩兵、一、二〇〇名の砲兵より成り、
反革命を取り締り、公会によって決議された革命的諸法と
公安のための処置を必要ならゆる処に実施し、食料を確
保する目的の、国庫で賄われる軍隊がバリーに創設されるべ
きこと、(中略)本軍隊の給料は四〇スーと定められる」^①。

翌日、ジャコバン派国民衛兵司令官のアンドリオの命令によ
って「バリーに平静と潤沢を回復しうる」人物の軍籍登録が
革命委員会ではじめられたが、ここには政治目的との結合
において貧民の生活を保障するというジャコバン主義の結
晶物としての民衆軍の存在理由が示されている。そして
「革命軍」は、その編成中に議決された最高価格法と反革
命容疑者令のバリ周域での施行が委ねられることにより、
恐怖政治の中核的位置をしめるのである。

九三年憲法は実施を延期され、ことに普通選挙制を支え
る政治的平等の人権条項そのものはまがいてもなく停止され
たとはいえ、同憲法に絵解きされたジャコバン派とサンキ

ェロットの紐帯は、なお生きつづけたのである。^②

ではどのようにしてジャコバン政府はサンキェロット運
動と対立するようになったか。この問題を解くかぎは、ジ
ャコバンの人民主権概念をつらぬく「委託」の論理とそこ
からひきだされる立法府優位の政治機構論、および、財産
権と他の人権との関係にまつわる理念である。この二つの
問題を軸にしつつジャコバン派のサンキェロット運動への
対処のあとを辿り、そこでの理念から発展させてジャコバ
ン派がなにを究極目標としたかを結びでふれよう。

まず、立憲政府に対置されるべきものとしての革命政府
は統一的な権威即国民公会と不可分の執政府であって、ジ
ロンド派遣放後も存続すべき公会がその権威の源泉であっ
た。

八月二一日、憲法の規定に従ってすみやかに議会の解散
を主張したジャック・ルーなどアンラーージュに猛烈に反対
し、ロベスピエールは次のようにのべる。「国民公会のあ
とをつぐ立法府はただちに二つの党派で構成されるように
なるう」^③。「自由が支配するときその最大の危険は政治的な
動揺である。二種類の代表はフェデラリズムと内戦の芽で

あり、それをいただく人民は、単一の人民であることをやめるであろう」^⑦。現存する国民公会は、「民衆が要求しえたすべてのこと——公会が革命の方向に邁進すること——を実際に果し」^⑧て、おり、「人民的な憲法の発布がそのあかし」であった。そして、民衆は、といえば「集団としての人民は自らをおさめることはできない」^⑨。では民主主義とは何であつたのか。「主権者人民が彼の業績である法律に導かれてよくなしうることを自らの手でおこない、自分ではできないことをすべて代表者をつうじておこなう状態のことである」^⑩。この代表者とは「刷新されたばかりの国民公会」であり、人民の委託を受けた代表者であつた。

この時点では、人民の自治そのものは目的ではなく、その政治行動も国内の革命的統一を達成し革命の完全な防衛体制の構築に助力できる限りでのみ正当とされている。

しかしこれだけではまだサンキュロット運動との相互否定的な関係をいみしない。それはすでにみた「革命軍」創設の事実などからもうかがえるが、九三年七、八月にはフオブル・サン・タントワヌ合同三区はじめ自治区の多くが、国民公会にその任にとどまるよう所望し、かつ民衆

協会・公職等の刷新や監視を正当化すべく、憲法条項のうち政治的平等の不適用の決意を公会にあてているのである。それゆえ、この時点ではジャコバン政府もサンキュロット運動もそれぞれの側から憲法原則をのりこえているということができよう。

しかし、国民公会の絶対的権威の確定はやがて自律的な権力論と機構論に道をゆずることになる。すでにジャコバン派はジロンド派との抗争の中で立法権の行政権に対する優位の観念を確立しつつあつた。すなわち、ジャコバン派は、立法府とは別個に人民の選挙・指名で成立する閣僚やその他の官吏に権威を認めることをいっさい拒絶した。モンドルセが選挙人集会による公認閣僚等の選出を考案したさい、サン・ジェストは、そのような手続きでジロンド県が名望家の貴族政を形成している、と非難し、「表面だけは尊重された人民主権のヴェールにかくれ、一階級の支配を永続しようとするものである」^⑪と同案を攻撃した。

「立法と行政は厳密に分離されるべきであり、法を作ることを課された団体こそが法の施行を託された者を監視すること」をロベスピエールは主張し、この観点から行政会

議の人民による直接選出やエベール派の勧めたその強化案に反対している。^⑬要するにジャコバン派によれば立法院の
みが人民主権と直結すべきなのであった。

九三年八月二三日、諸県や軍への行政会議派遣委員に対する最初の召還命令が出され、一時公安委員会特派議員の監督下に復活されたのも束の間（九月二日、一〇月一日）、
一月には陸軍省通達で委員の再召還が命ぜられた。^⑭この行政会議は、八月一〇日事件以後フィヤン派内閣の後任として臨時執政府の役割をつとめ、その派遣委員職には、同
会議内陸軍省のエベール派の推薦によつて、サンキュロットの戦闘分子が浸透していたのであった。^⑮

人民意志を根拠とする立法院以外に権威の存在を容認せずという姿勢は、フィヤン派やジロンド派の不安定な革命遂行へのきびしい批判から生みだされたものにほかならないが、それは双刃の刀としてサンキュロット運動の統制にも向けられるのである。いま一つ特徴的な例は、軍事権力への極度の警戒心である。これはラファイエットの軍事独裁、デュームリエのバリ進攻計画などといったフィヤン・ジロندان議会の無能と結びついた軍事危機への対応が生

みだしたものであつて、この心理からは軍隊と呼ばれるものに対する絶対的な文官統制のイデーが強力にうちだされる。サン・ジュストによれば、「広大な共和国においては多数の軍職や軍事活動に伴う威信、野心的な打算が執行権力を強くしがちである。軍事権力の管理は立法権すなわち主権からは分離不能である。……それゆえ、国家に存する唯一の意志、法律をつくる意志が軍事活動を指導しなければならぬ」^⑯。

貴族将校の追放や、陸軍省の公安委員会による完全な掌握などで貫徹する、この文民優位の原則は、興味深いことに軍事的性格をもたない「革命軍」に対しても適用されている。

サンキュロットの諸要求に応じない地方政庁を一方的に解任する動きを示した「革命軍」に対し、国民公会、公安委員会はあいついで政務に介入しないという軍隊諸立法への服従を強要し（一〇月三〇日、十一月三日、三〇日）、フリメール四日の法令では公安委員会との直接的連絡なしに創設された地方の「革命軍」をフェデリズムの軍事反乱の危険ありとして解散を命じるとともに、一〇月一〇日の法

令以後再び、在地当局者への一方的服属を規定している。¹³⁾

特にカルノーやバレールは、兵力増強と巡回裁判所、ギロチンの随伴をくり返し訴えたエベール派司令官ロンサンらの要求を悉く退け、この業績を「共和国を『セザリズム』・軍事陰謀から救った」と自讃している。¹⁴⁾ 一一月末、兵力

の三分の一に相当する分遣隊は反乱都市リヨンの肅清に転用されたが、これと前後して、戦時下食糧物資調達の中枢機関である食糧委員会の指導をまかされた公安委員ロベール・ランデは、パリの補給が一段落したのちは、「革命軍」を徴発と補給の任務よりはらずし、単なる行政処置に代置することを旨とし、そのことによって彼もまた軍事政府樹立の危険を未然に防止したと考えたのであった。¹⁵⁾

立法府＝国民公会至上主義およびそれに支えられた文民優位の觀念によって民衆組織はこのように自律性を否認されていき、ジャコパン政府に従順な装置としてのみその存在価値をみとめられるが、ここまではジャコパン派とサンキュロットの關係は政治的次元においてとらえられているにすぎない。しかし、恐怖政治期に露呈するジャコバン派とサンキュロット運動の乖離は政治的対立のみであろうか。

サンキュロット運動は自治区と「革命軍」を母胎に彼らの本来の敵に対するテロルを実施しつつあった。ルベルチエ区は「年収二、四〇〇リール以上をもつ独身者には有給の公職をとぎすよう」訴え、ユニテ区やボネ・ルージュ区は、請負業者に軍需品生産の発注が集中し、「貧しい職人が日々のパンを得るために貧欲な御用商人のもとで低賤な賃金で製造にたずさわることを余儀なくされている」と憤怒をもって訴えつつ「企業のアリストクラシー」に攻撃を浴びせ、革命委員会が発給する愛国者証明書¹⁶⁾の携帯なしにはこの種の請負いを禁ずることを求めている。更に、マラー区の買占め取締委員は、区総会の決議にもとづき、法に規定された生活必需品以外の物資の退蔵者にもその鋒先をむけ、一方的徴発を敢行した。そして買占め禁止条項の適用を全商品に拡大する請求をおこなったのである。¹⁷⁾

さらに「革命軍」はこの運動を派遣地域におしひろげ、反乱都市でのみ許される「革命税」の徴収と貧民への分配を随所で強行し、穀物買占めの根源とみなされていた大地農制を攻撃し借地の小分割、ないし所定の鋤につりあつた土地の貸出しを要求していた。分遣隊がおとすれたイヴ

ト一の民衆協会は、ラブルールに反対して人工牧草の廃棄と穀作への復帰をとなえ、同様にノルマンディ地方では耕作規制の運動がひろがっていた。また、パリにおけるサンキュロット区の穀物最高価格を基準とする小作料の公定さえもの要求は、さきの借地小分割の要求とともに、小作人の声と合致していた。^④ サンキュロットは決して所有権を否定しなかったとはいえ、生活防衛の基本的要求より発する富裕者攻撃、財産の平等、財産の再分配——それは容易に土地均分法の観念とうけとられた——は、現実にも所有の秩序を下からおびやかすものであった。

では、ここでもう一度九三年憲法にたちかえるとともに、ジャコバン主義にしめる所有権の問題を考察してみよう。

「自然で消滅することのない権利は平等・自由・安全・所有権である(二条)」、「自由とは他人を害しないすべてをなしうる権利である(六条)」そして「所有権とはすべての市民が任意にその財産・所有・労働および労務の成果を収益し処分する権利である(六条)」^⑤ 所有の権利は、二重に強固な根拠をもっているかのようである。では、それはジャコバン派にとり無制限のそれをいみするのであろうか。こ

れは所有の平等に関する理念を問うことにもなる。

サンジュストは、一般問題としては真理である無制約の経済的自由に、それが革命にもたらす弊害とにらみあわせて新しい解釈が必要であると説いている。革命にもたらす弊害とは何であろうか。共和制度論の中で彼はこれを「所有の極端な不平等が社会契約を解消すること」^⑥と説明している。社会契約の解消とは、共和国の維持に不可欠な政治的平等の欠如せる状態である。ロベスピエールはこのところを国民公会議員に次のように訴える。「財産の極端な不平等が政治の平等をおびやかし、自由を破壊する根源となる。もしも諸君の法律が財産の極端な不平等を漸次軽減させる目的を有しないものであるならば、諸君は自由のためになにもしなかったことになる」^⑦。かくいうロベスピエールにあっては財産の問題は、約束にもとづく社会的制度であるとともに政治的価値の実現に結びついている。

それゆえ、ロベスピエールやサンジュストにとっては、九三年憲法に規定された所有権は、他の民主主義的条項すなわち政治的権利の平等と人民主権の行使による「社会的安全」^⑧ 政治目的の確保という観念と不分離の関係にあっ

たといえよう。

ところで、所有権がこのように政治目的にくみ込まれた中で承認を受けると、財産の平等の要求そのものは不毛な要求として斥けられる。

「常に人間愛によって導かれるサンキュロットは規範として社会秩序の真の原則を追求しており、決して財産の平等などではなく、権利と幸福を主張してきた」^④。憲法審議の中で平等を定義しようとした国民公会議員の発言の中でロベスピエールは「平等は各人が同じ権利を行使することのうちに存する」としたバレールの線で満足し、人はすべて理性と正義の前に平等であること以上に定義を深めることの無用を説いている^⑤。そして、財産の極端な不平等の是正とは、従来のべてきた生存権の保障のことなのであり、それ以上のものではなかった。「社会の成員が、労働によって必需品と食糧とを確保できるようにする任務を社会が果しているからには財産を熱望する者は自由の友ではない……」。

財産についてのジャコバン派のこのような理念と、サンキュロット運動との亀裂は明らかであろう。戦線の拡大が

前線軍のための軍需品の生産・調達を大規模に必要としはじめた九三年末から九四年にかけ、ジャコバン派政府は、ロベール・ランデの「愛国心の保障さえとれば共和国とパリを補給する貿易商人や取引商人に恐怖をいだかせてはならぬ」^⑥とする原則を確認し、またブリュール・ド・ラ・コールド・ドールもムーランやモントーバンにおける武器・ランヤ織軍服製造職人の産業国有化の要求を退けている。即ち、企業主に対する契約量の納入の嚴重履行を条件として、労働者が国家管理人のために働くか企業主のために働くかは政府は無関心でいるべきだというものだというものである^⑦。要するにジャコバン主義においては、商(工)業の自由や労働の自由は、愛国的献身にうらづけられておれば承認すべきものである^⑧。結局ジャコバン派が求めた平等は、所有の均等、「フィジカルな平等」でなく、政治的行為においてあかしをたてる市民としての「資質の平等」(ブリントン)^⑨なのであった。

④ A. Soboul, *Les Sans-culottes*, p. 200, 205-6. また W. Markov, n. A. Soboul, *Die Sansculotten von Paris 1793-1794*, 1957, N° 17: p. 88, N° 39: p. 174, N° 49: p. 210.

⑤ A. Soboul, *op. cit.*, p. 206, 243.

③ Monit., t. 17, p. 625.

④ R. Cobb, op. cit., p. 78.

⑤ タルモンは純理的考察が歴史的現実より遊離するのはここである。

彼はジャコブソン独裁の思想的根柢がすべてに独裁以前の人民主権の觀念の背後に隠れてゐるとして、人民の直接行動そのまゝの「革命を完遂する」「真の一般意志」を峻別するルビエのジャコブソン主義の論理の「眞性をたゞすむた」。J. L. Talmon, op. cit., pp. 106-7. 邦訳九〇・一一〇—一一頁。しかしタルモンによつては民衆運動それ自体は考察の対象とならず、それはジャコブソンの理念の中に封じ込まれておつて、両者の次元を異にしながらの結合關係が、恐怖政治の始点となつてゐる。それが「ジャコブソン独裁」とはなれてゐる時期の初期の現実であることがうかがはれてゐる。

なお、河野氏のタルモン批判は、やはりサンキヤロット運動に即した観点からのそれである。「歴史的研究」の精神とあつて、その立場からの批判である。即ち、タルモンが批判的に考察するジャコブソン主義における「狂信と錯亂、強制と粛清、全体への個性の埋没は、民族の青春のみが、その過度の自身とあせりと力の過剰のせいである」となつてゐる。河野健一『思想史と現代』(『キネマ』書房、昭和四三年)一〇〇頁。

⑥ A. Auclard, Histoire des Jacobins, t. 5, p. 371.

⑦ Oeuvres, op. cit., t. 9, pp. 578-79.

⑧ Ibid., p. 588.

⑨ A. Auclard, op. cit., t. 5, p. 254.

⑩ Monit., t. 19, p. 402.

⑪ 「キネマ」・サン・タンタール三区「キネマ」・ナンキヤロット「革命女性協會」の区誌「新聞」を「ヤキヤキ」 W. Markov, u. A. Soboul, N° 19: p. 92, N° 17, p. 84, N° 29: p. 130, N° 62: p. 278. 前

掲拙稿五一—五二頁。なおこれら自治区代表は、当然のこととして集會参加と意志表示の権利の保障を規定した憲法(七二六条)によつて民衆協會の活動が正当化されたと考えらる。

⑫ A. Mathiez, La Constitution……, pp. 506-07.

⑬ Oeuvres, t. 9, pp. 500, 505, 563-64, C. Brington, op. cit., p. 146.

⑭ D. Guérin, op. cit., t. 2, pp. 127-28.

⑮ Oeuvres, t. 9, pp. 360-76.

⑯ A. Soboul, Les soldats en Jan II, 1959, p. 195.

⑰ Duvergier, Col. des Lois, t. 6, pp. 271, 328, 391-95.

⑱ D. Guérin, op. cit., t. 2, pp. 20-21.

⑳ 「革命軍」のフランス共和政と「リベラール」 R. Cobb, L'Armée révolutionnaire à Lyon et dans la région lyonnaise, 1952.

㉑ D. Guérin, ob. cit., p. 22.

㉒ W. Markov, W. Soboul, op. cit., N° 31: p. 138, N° 53: p. 238, N° 61: pp. 274, 276.

㉓ A. Mathiez, La vie chère, pp. 515-20.

㉔ オゾボルトワーン区は「買占め取締り特別法定の判事職から御商人などの富裕者を追放し貧民の多くを構成したルビエを要求した」。W. Markov, u. A. Soboul, op. cit., N° 40: p. 176.

㉕ O. Festy, L'agriculture pendant la Révolution française, 1947, p. 121; G. Lefevbre, Questions agraires au temps de la Terreur 1954, pp. 116-18, 124.

㉖ Monit. t. 16, p. 68.

㉗ A. Soboul, Les institutions républicaines de Saint-Just, A. H. R. t. 1948, N° 111, p. 260. 掲拙前掲稿『ナンキヤロット革命…』一三四頁。

㉘ Oeuvres, op. cit., t. 9, p. 450.

㉙ 柴田前掲書四九頁。

- ② Oeuvres, op. cit., t. 9, p. 488.
 ③ Ibid., pp. 451-52.
 ④ D. Guérin, op. cit., t. 2, p. 162.
 ⑤ Ibid., t. 1, pp. 327-28; C. Richard, Le Comité de Salut public et la fabrication de guerre sous la Terreur, 1922, pp. 127-30.
 ⑥ C. Brington, op. cit., p. 162.

結 び

こうしてみると、ジャコバン主義は柴田氏の解釈とはうらはらに、恐怖政治の成立期までのサンキュロット運動との間には、政治的に積極的な結合関係がみられ、むしろ財産権をめぐる両者の緊張関係こそが明らかにされた。「革命軍」や民衆協会などの政治組織に対するジャコバン政府の、ことにフリメール一四日令以後の鎮圧の姿勢も、根底にはこの問題がよこたわっていたといえよう。このことをふまえつつ、以上のジャコバン主義に関する考察から、市民社会およびその成立を画する市民革命の本質との関係でどのような結論がひきだせるか。ジャコバン派の究極極目標なるものを引きだしつつおわりに論じてみよう。

ロベスピエールが、一七九三年五月教理問答書に「国

内の敵はブルジョワに由来するものであってブルジョワを打ち破るためには人民と手を結ばねばならぬ^①」とかくとき、ジャコバンの両翼にあるものは単に「もてる階級 (la classe possédante) かもたざる階級 (la classe non possédante) かの社会的区別によって分類されているのではない。攻撃の対象となっているブルジョワとは、有産者であり、自己の個別的利害 intérêt (particuliers) にのみ没頭する者ども (hommes) であり、これと反対に、手を差しのべられた人民は、貧しいがゆえにこそ徳の創造者となり、国土防衛を委託することのできる人々 (citoyens) なのであった。これからもわかるように、ジャコバン主義にあっても人間と市民 (公民) の分裂は自覚されていた。しかも、三章でもふれたごとく、貧しい人民は何らの困難もなく公義につくすわけにはいかない。そこで人民意志の表明としての政治行動に人民を導くために物質的代償を与えてやらねばならなかった。これは人民を自然的欲望のみで動く生活者 hommes として埋没する危険から救いだし、革命防衛に貢献する市民 citoyens の水準に引きあげることを含みする。ともかく、ジャコバン主義が、人間 (homme) よりも

市民 (citoyen) に価値をおいたことは疑いをいれない。九三年憲法において、抵抗し蜂起する主権者人民は、人間の総和ではなく市民の総和であった。しかも、ジャコバン主義における平等は、人間としての原初的な平等ではなく、あくまで市民としての平等であった。

すでにあきらかなごとく、民衆もまた屢々、私的な利害を追求する集団に堕してしまふ危険があった。ことに九一年の賃金引上げを求める職人労働者の罷業と集会は、当時の民主派の新聞「パリの革命紙」から次のような非難をあげている。「この組織には新秩序を妨害し自由に影をなげる同職者だけが許容されている。その目的は市民を孤立させ、祖国から疎遠にすることであり、自己の利益にのみ関心を寄せることを教えて公の大義を忘れるようしむけている。要するに、エゴイズムの、社会の本来の敵であったあのギルド精神を永続させようとしている」^②。

これはまた九四年春に賃金最高価格法の修正を求めるサンキュロットに対して、ロベスピエール派コミューンが抱いた観念でもあった^③。このように私的利益を国家におしつけようとする行為は、旧制度とあい通じるものとしてジャ

コバンがきびしく排撃したものである。

個人は、市民として国家に直結しなければならぬ。この市民的平等が脅かされる限りでのみ人間としての不平等は是正されようとする。

しかし、ジャコバン主義の中で人間と市民の分裂が完全に克服され合一されたとみることはできない。

すなわち、サンキュロットの願望に反して人間としての平等はジャコバン派の政策によっては貫徹されなかったし、恐怖政治期のサンキュロット運動におけるごとく、人間としての存在を維持すべき生産、流通上の諸組織を公的な政治組織(パリ国立武器工場、自治区運営の仕事場、革命軍)として普遍的に、ないし恒常的に持続する意図はもたなかった。

緊張の緩和とともにジャコバン主義がたどりついたものはサンジュストのヴァントーズ法の理念であった。そこには、マラーがかって示した、徒弟制の復活による手工業者の自立と大借地分割による貧農・小作人の自立という未来社会のイメージが結びあわさっていた。たしかにヴァントーズ法は政治的忠誠を私有財産の条件とし、貧困市民を国

家（共和国政府）支持につきなぎとめる目的をもっていた。^⑥しかもそれは私有財産そのものに対する攻撃ではなく、所有を政治的忠誠の中で鮮生させるものであった。そしてこれらの方策はジャコバン独自の考え方にもとづくものであった。つまり、農業と手工業における生産者と消費者の需給関係の均衡を回復し、それによって穀物・製品の自由流通と適正価格の招来を待望するものであった。^⑦重要なことはこのときもはや人民の公権力への介入は排除され、民衆の政治組織＝革命軍や民会は解散されるか統制を受け無用の存在におしやられていたことである。ロベスピエールは、すでに九三年五月十日、「個人に、家族に、他人を全く害しいことをおこなう権利は残しておけ。本質的に公権力に属さないものは個人の自由に残しておけ。そうすればそれだけ野心にうごかされたり専制的地位を手におさめることを防げよう。」^⑧と警告している。

結局ジャコバン主義は、激動する革命実践の中で、「市民」を「人間」に優越させながらも究極的には両者の調停をめざし、両者の分裂からひきおこされる新体制の危機——それは同時に革命の危機であった——を調停によって克

服しようとした試みであった。生存権の承認とそれに結びついた所有権の一定限の制限処置は「市民」優先の原則のあらわれにほかならない。そして、かつては「市民の総和」として「人民」＝サンキュロットに与えられた高位の政治的位置も、調和状態を実現しうる革命政府の基礎が固められるとともに、「人間」と調和的に共存すべき「市民」の位置におし下げられるのであった。

サンキュロット運動はといえは人間性の主張が即市民性と一体化して表現されたが、ジャコバン主義と高揚期のサンキュロット運動とは、市民概念の発揚という側面において重なり、これと人間概念との調停という他面において離反していかざるをえなかったのである。

- ① J. L. Talmon, op. cit., p. 158. 邦訳一七五頁。
- ② E. Tardé, op. cit., pp. 139-40. ノスタロの論説。
- ③ M. Bude, La Commune Robespieriste, A. h. R. I., 1936, N° 76, p. 294.
- ④ 前掲拙稿五六頁。
- ⑤ 河野前掲書『フランス革命……』一九四、二五五頁。吉野静一『市民革命と資本主義』（未來社、昭和三九年）後篇、「革命思想の構造」二四八—二五五頁。
- ⑥ J. L. Talmon, op. cit., pp. 160-64. マラーの大借地分割論について

⑦ J. Jaures, op. cit., t. 1, pp. 594-95.

Oeuvres, t. 9, pp. 501-102.

「革命軍」による偶像破壊や教会の閉鎖、祭祀の妨害など非キリスト教化運動に対しロベスピエールは次に礼拝の自由を防衛している。「公権力や軍隊が教会を荒廃させ、祭祀執行人をその称号だけから逮捕させる暴力的運動は新しいヴァンデー（カトリック反徒軍）の徴募によってフランス国民の絶滅をはかる敵の術中にはまるものであ

る。」れそゆえ、こうした状況においては「社会を混乱させぬ程度の礼拝を欲する者を庇ってやること」「いかなる軍隊にも警察手段に用いられる場合を別とすれば、宗教的世論に属するものには干渉しないこと」が必要である。」Bucher et Roux, Histoire parlementaire de la Révolution française, XXX, pp. 322-23.

(京都大学大学院学生)

and the difference in the reports of its story made it impossible for us to judge their propriety. In "Chuo-ying-lou-shu-pa" 著硯樓書跋 by Pán-ching-chêng 潘景鄭 published the other year, the author praised "Chuang-shih-shih-an-pên-mê" 莊氏史案 本末 by Fu-i-li 佺以礼, the documents of which we have ever examined except for "Kung-an-pi-chi" 恭菴筆記 by Fei-san-ch'i 費三圻, but many were written on rumours except "Liu-k'an-sui-p'i" 榴龕隨筆 by Ch'ên-yin-ts'ing 陳寅清 who made friends with Chuang 莊; "Tsiu-szü-t'ang-i-tsi" 秋思堂遺集 by Mrs Lu-sin-hsing 陸莘行 told only a story of her remembrance as many as forty years ago. With the documents, including "Ch'a-chi-cha-nien-pu" 查繼佐年譜, we can supply or revise the historians' descriptions which were quoted by Fu 傳.

This article outlines this case, and tries to appreciate the historians Wu-yen 吳炎 and P'an-chêng-chang 潘檉章 who were involved and killed in this event, and the prominent men Ch'a-chi-cha 查繼佐 and Lu-ch'i 陸圻 who were falsely accused.

Le Jacobinisme et le Mouvement des Sans-culottes

par

Akira Okamoto

Après avoir recherché quelques problèmes sur le mouvement des Sans-culottes* il me reste de les approfondir en considérant les idées politiques des "Jacobins" (le jacobinisme), leaders gouvernementaux en l'an II, et leurs relations avec des mouvements populaires.

Pour les Jacobins qui se voyaient chargés les tâches à réaliser les idées de la Déclaration des droits de l'homme et du citoyen de 1789, de laquelle, d'après Robespierre et Marat, les indigents devaient bénéficier, les Sans-culottes étaient une force alliée dont les actions directes devaient être justifiées et incitées au point de vue politique. Cependant le jacobinisme comprend un principe défavorable aux Sans-culottes, le

respect sincère pour la propriété privée. Et ce principe que les jacobins ont vu atteint par le mouvement des Sans-culottes organisés sous la démocratie directe dans chaque Section autonome, a rapport à la dualité du citoyen et de l'homme aperçue dans le jacobinisme.

Dans cet article j'ai essayé de montrer un trait essentiel du jacobinisme à l'égard du caractère double de l'homme analysé par K. Marx sur la société bourgeoise dans sa thèse "Sur la question juive".

**Le mouvement des Sans-culottes et son idée* dans: Seiyō-shigaku tome 76

Regional Types of Swidden Cultivation in Japan

by

Kōmei Sasaki

Swidden cultivation in our country is the extensive agriculture type for subsistence carried on by peasants in the mountainous land where little permanent fields are cultivated. In this agriculture millets and root crops are raised as main crops, but there is to be found the considerable difference in every region.

This article will explain the regional types found in such traditional and subsistence swidden agriculture on the basis of our area studies. The result is as follows:

(1) "The Araki Type"

This type of swidden agriculture is found along the slope of the Pacific coast in northeast Japan. Hoeing and manuring have been practised and its cultivation methods are relatively intensive.

(2) "The Kano Type"

In this swidden type which is found along the slope of the coast of Japan Sea in the north-east Japan, paddy cultivators use it as a subordinate field to paddy.

(3) "The Nagihata Type"

This type is a typical swidden of "millet cultivation" in central